藤沢市個人情報保護審査会答申第３１号

２０２６年（令和８年）１０月８日

藤沢市長　鈴木　恒夫　様

藤沢市個人情報保護審査会
会　長　　小澤　弘子

「市が保有している〇〇〇〇の２０２４年８月８日付け自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書類である自立支援医療に関する世帯状況届兼同意書及び障がい者手帳のコピー」に係る保有個人情報部分開示決定処分に対する審査請求について（答申）

２０２６年（令和８年）３月３１日付け（諮問第３１号）で諮問された「市が保有している〇〇〇〇の２０２４年８月８日付け自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書類である自立支援医療に関する世帯状況届兼同意書及び障がい者手帳のコピー」に係る保有個人情報部分開示決定処分に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

藤沢市長（以下、「実施機関」という。）が、審査請求人の行った「市が保有している〇〇〇〇の２０２４年８月８日付け自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書類である自立支援医療に関する世帯状況届兼同意書及び障がい者手帳のコピー」（以下、「本件個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下、「本件開示請求」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定処分（以下、「本件処分」という。）について、部分開示とした決定は妥当である。

第２　本件諮問までの経過

１　審査請求人は、２０２５年（令和７年）９月８日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）（以下「法」という。）第７７条第１項の規定により、本件個人情報について、本件開示請求を行った。

２　実施機関は、本件開示請求に対し同年１０月３日付けで、本件個人情報のうち障がい者手帳のコピー（以下「本件写し」という。）についての「自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請手続き審査に必要な書類ではないことから廃棄済みのため。」を理由とする、本件処分を行った。

３　審査請求人は、実施機関に対し、同月９日付けで、本件処分に対する審査請求を行った。

４　実施機関は、２０２６年（令和８年）３月３１日付けで、藤沢市個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）に対し、法１０５条第１項（同条第３項において読み替えて準用）の規定により、本件審査請求について諮問した。

第３　審査請求人の主張要旨

１　本件処分の取消しを求める。

２　審査請求人は実施機関から本件処分を受けた。しかしながら、本件処分の理由として「自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請手続き審査に必要な書類ではないことから廃棄済みのため。」とあるが、藤沢市公文書等の管理に関する条例第２条及び藤沢市情報公開条例の解釈と運用の第４条で、行政文書が具体的に示されている。よって本件個人情報は行政文書に当たるため、条例に違反しており、行政文書を廃棄しているため、違法である。

３　実施機関が取得した本件個人情報を請求人に確認せず廃棄した行為は、公用文書等毀棄罪（刑法第２５８条）に該当し得るものではないか。

４　理由付記について、単に適用する公開条例の非公開条項を挙げるだけでは足りない。また、根拠規定及び当該規定を適用する理由が理解され得るものでなければならず、理由は全て記載しなければならない。よって行政手続法第８条第１項の規定により、開示決定通知書の不開示とした部分の理由付記は、不備があるものと考える。

第４　実施機関の主張要旨

１　本市での行政文書の定義は、藤沢市公文書等の管理に関する条例第２条で定めており、このたび不開示とした本件写しについては、書類審査において不要な書類であり、実施機関で管理しないため、行政文書に該当しない。

２　藤沢市公文書等の管理に関する条例と藤沢市情報公開条例に定める行政文書の定義については、同じ内容を規定している。情報公開条例の解釈運用基準においては、公開請求の対象か判断するための基準を記載しているものであり、両条例の行政文書の定義に齟齬を生じさせるものではないため、本件の理由としては認められないと考える。

第５　審査会の判断

１　本件個人情報について

本件開示請求は、本件個人情報の開示を求めるものであり、実施機関は、このうち本件写しは廃棄済みのため不存在であるとして開示請求を拒否する本件処分を行っ

た。 審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は、同処分は妥当である旨説明することから、以下、同処分の妥当性について検討する。

２　本件の事実関係について

審査請求人及び実施機関の説明によると、本件個人情報に関して、以下の事実が認められる。

（１）実施機関の事務について

ア　実施機関の態勢について

実施機関（障がい者支援課）においては、障害者手帳や医療給付の担当のほか、介護給付や認定調査等複数の担当に分かれている。障がい者支援課の職員数は、約７５人（令和８年度時点）である。

受付窓口のブースは、特段上記担当によって区分けされているわけではない。また、窓口で応対する職員は、そのときに入れる者が随時応対している。窓口対応は、１人当たり約２０分間を要している。

窓口で申請対応した職員は、受け取った申請書類を、各担当ごとに分類された課内のキャビネットに収納する。各担当者は、キャビネット内の申請書類がある程度たまったところで、申請書類を回収する。

イ　自立支援医療費支給認定（以下、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく自立支援医療費（精神通院医療）支給認定を、「本件認定」という。）に係る事務について実施機関では、毎週月曜日から金曜日までに受け取った申請書類を、自立支援医療（精神通院）担当が申請書類を確認して、原則翌週の金曜日に神奈川県に進達する。そのため、ある週に受け取った申請書類は、原則翌週に確認している。申請書類の過不足を確認し、進達に必要な書類を整え、進達に不要な書類があればその時点で廃棄している。

なお、本件認定に関しては、１週間で約２５０件の進達をすることになる。再申請については、有効期間が満了する３か月前の月末に対象者に通知を郵送しているため、毎月上旬は特に窓口が繁忙となり、進達数も週３００件を超える。

（２）本件個人情報の流れについて

ア　令和６年８月８日（木）、審査請求人は、本件認定の再申請（継続）の申請のため、実施機関の窓口を訪れた。その際、窓口で応対した実施機関の職員（以下「甲」という。）が、「障害者手帳の写しを取りたい。」と審査請求人に申し向けたため、審査請求人は、携帯していた障害者手帳を甲に渡した。甲は、実施機関のコピー機を使用して、本件写しを取った。ただし、本来再申請（継続）に当たっては、本件写しは不要であり、甲が必要であると誤信していたものである。

イ　審査請求人の本件認定についても、令和６年８月１６日（金）に神奈川県に進達しており、正確な日時は分からないものの、８月１２日から１６日までのいず

れかの日に自立支援医療（精神通院）担当が申請書類の過不足を確認し、本件写しを廃棄した。

ウ　審査請求人は、申請から約２週間後、実施機関に、本件写しを何に使ったのか聞きに行った。そこで、本件写しは廃棄したと説明を受けた。

３　保有個人情報該当性について

（１）審査請求人は、本件写しは行政文書であるとし、実施機関は、申請に必要な書類ではないから行政文書ではないと主張する。この点、本件は個人情報開示請求であるが、法にいう「保有個人情報」に該当するためには、「地方公共団体の機関……の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関……の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関……が保有しているもの」（地方公共団体等行政文書）に記録されていることが必要である（法６０条１項ただし書）から、以下では行政文書に当たるかどうかを検討する。

（２）２で述べた事実関係によれば、甲は本件写しを取った当時、再申請（継続）のために必要と判断し、実施機関のコピー機で自ら本件写しを取り、これを世帯状況届兼同意書とともに預かったものである。これは甲の事務処理誤りであったが、実施機関の受付の態勢からすれば、審査請求人の応対をした甲が、必ずしも再申請（継続）の申請手続に精通していなかったとしても不自然ではない。

そして、本件写しは、進達のための申請書類の確認まで、短くとも４日以上、他の申請書類とともに、課内のキャビネット等組織として管理している職員共用の保存場所で保存されており、翌週に自立支援医療（精神通院）担当（甲とは別の職員）が申請書類を確認して初めて、不要と判断されたものである。

以上の事実関係からは、本件写しは、本件認定の再申請（継続）の進達という事務のため、一旦甲により職務上取得され、廃棄されるまでの間実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有していたということができる。すなわち、行政文書に該当する。

（３）実施機関は、申請において不要な書類は、実施機関で管理しないため行政文書に該当しないと主張する。しかし、そもそも、行政上の各種申請に係る書類は、行政機関の事務所に到達した時点で組織共用性を備えるというのが一般的な解釈である。結果的に申請（進達）に不要な書類である（取得したことが誤りである）ことが取得後に判明したからといって、遡って組織共用性がなかったことになるという解釈論は見当たらない。

なお、「行政文書」に該当するかどうかの判断に当たっては、取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、収受印があること等の手続的な要件を満たすことを必要とするものではない（内閣法制局における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準（平成２６年１２月１０日内閣

法制局訓令第７号）第２の１参照）。

４　本件写しの廃棄について

（１）実施機関は、本件写しは進達において必要でなかったため廃棄したと説明する。本件写しが、本件認定の再申請（継続）において必要がないことに争いはなく、不要であったため廃棄したとの実施機関の説明には、不自然不合理な点はない。その他、実施機関が本件写しを保有していると推認させる特段の事情は認められない。

（２）他方、審査請求人は、実施機関が、取得した個人情報を勝手に廃棄することは、公用文書等毀棄罪（刑法第２５８条）に該当しないのかと主張する。この点、犯罪が成立するか否かの判断は裁判所（司法機関）の権限に属する事項であり、当審査会で断定的な判断をすることはできない。

もっとも、第一に、行政文書については、保存期間が藤沢市行政文書取扱規程別表で定められているが、保存期間１年未満の行政文書も存在する。この中には、申請において不要な書類も含まれると解される。また、一般に、このように随時廃棄できるものについては、廃棄記録も要しない（藤沢市公文書等の管理に関する条例施行規則第３条参照）。

第二に、個人情報取扱事業者は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならないとされており（法第２２条）、行政機関においても、不要な個人情報を消去することは当然の前提とされている（法第６１条、個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）Q3-2-3 参照）。すなわち、不要な個人情報を消去（廃棄）することは、むしろ法の趣旨に沿ったものであると言える。

不要であることが判明した時点で、審査請求人に電話するなどして、廃棄方法等を協議する方が望ましかったであろうが、２で述べた実施機関の進達の処理状況から、常にここまでの対応を求めるのは酷と言える。また、審査請求人が言うように、一般論として悪意を持った職員が受付職員を介して不必要な個人情報を取得した後、廃棄して後付けで誤って取得したことにすることが可能になってしまうという懸念は、理解できないものではない。しかし、これをもって直ちに、不要な個人情報を消去（廃棄）すること自体が違法となるとは考え難い。

５　理由付記の瑕疵について

審査請求人は、本件処分の理由付記に不備があると主張する。

（１）実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をしなければならず、理由の提示を書面で行うことが必要とされている（行政手続法第８条）。この理由提示の制度の趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところにあり、理由提示が不十分な場合、当該処分は違法であり、取

り消すべきものとなる。

（２）当審査会において本件処分の決定通知書を確認したところ、「不開示とした部分とその理由」欄には、「自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請手続き審査に必要な書類ではないことから廃棄済みのため。」と記載されている。

これによれば、「開示請求に係る保有個人情報を保有していない」（不存在）との表現は用いられていないものの、原処分時点で本件写しが不存在であることがその理由も含め明記されており、どのような理由によって開示請求を拒否されたのかを一応了知することができると言える。

したがって、本件処分の理由付記に瑕疵があったとは認められない。

６　審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

７　よって、本件処分は、妥当であると判断した。

以上

別　紙　　（諮問第３１号）

審査会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容　等
2026. 3.31	諮問
2026. 5.27	審査会 審議
2026. 6.24	審査会 審議
2026. 7.29	審査会 審査会に対する審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
2026. 9.16	審査会 審議
2026.10. 8	答申

第２０期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

（任期：2026 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日）

氏　　名	役 職 名 等
井原　綾子	弁護士
上原　拓也	公認会計士
◎小澤　弘子	弁護士
○齋藤　宙也	弁護士
山田　峰彦	医師

◎会長　○職務代理者